

# 第 3 回

## 水上村農業委員会総会

### 議 事 録

令和 8 年（2026）3 月 6 日  
水上村農業委員会

### 第3回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和8（2026年）3月6日第3回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（8名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	5	尾前重徳
2	松田一洋	6	那須利八
3	藤原珠美	10	川内ひと実
4	内田真治	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（4名）

席番号	氏名
7	山本広樹
8	愛甲純一
9	椎葉仁吏
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地利用集積等促進計画について

議案第8号 共有者不明農用地における農地利用集積等促進計画の  
について

議案第9号 非農地証明の交付申請について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和8年3月6日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願ひします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願ひいたし  
ます。

会長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

議長 では、ただ今から令和8年第3回農業委員会総会を開会いた  
します。

山本農業委員、愛甲推進委員、椎葉推進委員、五家推進委員  
から欠席届が提出されておりますので、お知らせします。

議事録署名委員を指名します。

1番藤田委員、4番内田委員にお願いします。

さっそく議事に入ります。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてを  
上程します。

事務局より説明お願ひします。

事務局 それでは、説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字竹ノ下にある農地3筆と

なります。

地目については、台帳は2筆が田で1筆が畑、現況は田と畑、面積は合計で5,161㎡です。

場所につきましては3ページの赤枠部分をご覧ください。

旧湯山小学校の東側に位置します。

また、4ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（譲渡）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法関係法令集の1ページ目をご覧ください。

農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、

- 1号 取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
- 2号 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、
- 3号 信託の引き受けによる取得である場合、
- 4号 譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、
- 5号 農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号 譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合のいずれにも該当しないと思われます。  
以上でございます。

議長 この件については、尾前委員と川内推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、尾前委員、報告をお願いします。

尾前委員 3月5日、川内推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、旧湯山小学校の東側にある農地です。所有権移転後は農地として再度利用されるとのことですが、山際の農地2筆はかなり荒れており、あちこちに穴が空いてくぼみとなっております。ですが、譲受人は所有権移転後、補助事業を利用して改修工事をする予定だと聞いておりますので、農地として利用する意思はあるとのことです。  
手前の3,177㎡の農地は手入れがされており、農地として所有権移転することは問題ないと思われます。  
以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまから、質疑に入らせていただきます。  
その前に教えてください。これは補助事業は村単？

事務局 どれを当てはめるか分かりませんが、おそらく村単とは思いますが、あと改良工事するなら農地の補助事業もあるので、ちょっとそこは詳しくは聞いてないです。

議長 発言のある方は挙手願います。質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第6号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

議案第7号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。今回は、熊本県農業公社を介しての売買が2件と、賃貸借が5件あります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。5ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料のとおりです。

岩野字前田にある農地1筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は1,932㎡です。

場所については、7ページの赤枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の東に位置します。

5ページにお戻りください。

申請理由は農地の売買です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻です。

10aあたりの単価についてですが、10aあたり330,000円で、総額が637,560円となります。

次に番号の2です。

譲渡人、譲受人は資料のとおりです。

岩野字前田にある農地1筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は1,237 m<sup>2</sup>です。

場所については、7ページの青枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の東に位置します。

5ページにお戻りください。

申請理由は農地の売買で、経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻です。

10aあたりの単価についてですが、10aあたり200,000円で、総額が247,400円となります。

以上のとおりであります。別冊の「農地法関係法令集」をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができることとあり、都道府県知事が農用地利

用集積等促進計画を許可するにあたり、所有権移転が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

この2筆につきましては、以前、農地相談で売買の希望が出ておりましたのでご紹介した案件になります。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

議案第7号、番号1と2については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に、農地中間管理機構を通ず賃貸借についてを上程いたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局

説明します。5ページをご覧ください。

説明します。番号の3です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字原にある農地 4 筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 6,784 m<sup>2</sup>です。  
場所については、7 ページの紫枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の北東に位置します。

5 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10a あたり 17,000 円です。

次に、番号の 4 です。

6 ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字原にある農地 1 筆と、丸山にある農地 2 筆の合計 3 筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 4,700 m<sup>2</sup>です。  
場所については、7 ページのピンク枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の北東に位置します。

5 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30kg 12 袋です。

次に、番号の 5 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字上七代にある農地 2 筆とです。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 2,005 m<sup>2</sup>です。  
場所については、8 ページの赤枠部分をご覧ください。里坊公民館の北東に位置します。

6 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は5年です。  
経営面積は表示のとおりです。  
利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で30,000円です。

次に、番号の6です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字中北目にある農地3筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,498㎡です。

場所については、9ページの赤枠部分をご覧ください。北目公民館の南西に位置します。

6ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は7年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kg5袋です。

次に、番号の7です。

10ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字隠館にある農地2筆とです。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,848㎡です。

場所については、11ページの赤枠部分をご覧ください。湯山浄水場の南東に位置します。

10ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kg5袋です。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の3ページ目

をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

今話されたのは、全て再設定ですね。

(意見なし)

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第7号、番号3から7については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に、議案第8号 共有者不明農用地における農用地利用集積等促進計画についてを上程いたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 説明します。

12ページをご覧ください。

こちらは1月の農業委員会総会において未相続の農用地利用集積等促進計画として上程いたしましたが、熊本県へ促進計画作成の要請をする際に、申請者とは別に農地の相続権を持つ兄妹がいることが判明し、相続権者の過半数の賃貸借に関する同意書がそろっていないとのことで、一旦差し止めとなっております。

申請者に確認したところ、所在不明の兄妹が2名いるとのことだったので、今後は行政職員の職権で戸籍をたどって所在不明の兄妹を探し出し、賃貸借についての同意書をそろえることとなります。

手続きの全体像については、14ページにフロー図を載せていますのでご覧ください。今回は、相続人が一人だけ判明しておりますので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく手続きとなり、14ページの下段に記載されているフロー図に沿って手続きを進めます。

万が一、残りの兄妹の所在がつかめなかつたり賃貸借についての同意が得られなかつたりした場合は、上段の「農地法」に基づく手続きに移りますが、どちらも、半年から1年ほど、契約完了まで時間を要します。

今回の総会への議案の上程は、同意書をもらう前段階として、申請者から共有者不明農地を賃貸借したいとの「共有者不明農地等貸付申出書」が農地中間管理機構へ提出されましたので、共有者不明農地の賃貸借希望案件として上程するものです。

改めて、内容をご説明します。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字下宮原にある農地2筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,955㎡です。

場所については、13ページの赤枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置します。

12ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は10年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稲、賃借料は物納で、全部で米30kg6袋です。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の3ページ目をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積

等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあつては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長 共有者不明農地の賃貸借希望案件について説明がございました。このことについて質疑等行いたいと思います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第8号については、全員賛成でございますので、許可と決

定いたします。

続いて、議案第9号 非農地証明交付申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

15ページをご覧ください。

番号の1です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、湯山字上神揚にある土地1筆です。

位置につきましては16ページをご覧ください。

神揚公民館の南東に位置します。

また、17ページには現地の写真を載せておりますので併せてご確認ください。

15ページにお戻りください。

台帳地目は畑で現況は雑種地、面積は合計441㎡です。

申請理由といたしましては、耕作不適當等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請されております。

説明は、以上になります。

議長

こちらにつきましても、尾前委員と川内推進委員、事務局の3名で現地調査を行っておりますので、尾前委員よりご報告をお願いいたします。

尾前委員

報告いたします。

3月5日、川内推進委員と事務局との3人で現地の調査を行いました。

現地は荒廃（こうはい）が進んで雑種地と化しており、所有者も今後耕作する意思もないということで、非農地と判断してもよいかと思われます。以上、報告を終わります。

議長 只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。

ここは家と家の間ですか？

事務局 家とせせらぎ公園の敷地の間です。  
道よりあがったところです。

議長 他にございませんか。

（質問、意見なし）

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 全員賛成でございますので、申請のとおり意見決定致します。

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のとおりでありますので、第3回農業委員会総会を閉会します。

（ 14 時 05 分 ）

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するため  
にここに証明する。

議 長

署名委員

署名委員

---